

# 農地中間管理事業貸借希望農用地申出書(表面)

神戸市長 様

20●●年 ●月 ●日

農地中間管理事業による権利設定について、下記のとおり農地の貸し借りを希望します。なお、裏面の承諾事項については、すべて同意します。

**借受申出者(借り手・耕作者)**

【耕作者】 〒●●●-●●●●●●●●  
 住所 神戸市●区●町●●●●  
 ふりがな こうべ たろう  
 氏名 / 名称 神戸 太郎 (署名又は記名押印)  
 TEL: 078-●●●-●●●●●● 携帯番号( 090-●●●●●●-●●●●●● )

日中つながる連絡先を記入

生年月日 (S)・H ●●年 ●月 ●日 農業従事日数(年間) ●●日  
 年齢 ●●歳 農業従事年数 ●●年

【法人の場合】  
 設立年月 S (H)・R ●●年 ●月 法人の場合は設立年月日を記入

現在の経営形態等  
 一般農業者 (個人) ・農地所有適格法人 )  
 認定農業者  
 認定新規就農者  
 新規就農者(研修先:  
 ネクストファーマー (研修先:  
 一般法人(※農地所有適格法人以外の法人)

「経営形態等」いずれかにチェック

※借り手は、別途様式第13-1(個人)・13-2(農地所有適格法人)・13-3(一般法人)のいずれかをご提出ください。  
 ※借り手が法人の場合は、法人履歴事項全部証明書及び定款をご提出ください。  
 ※一筆のうち一部を借り受ける場合は、求積図をご提出ください。

【確認チェック】 内容を確認し、チェックしてください。  
 貸借期間中に畦畔の除去、コンクリート基礎工事等による農地の形質変更予定はありません。

**貸付申出者(貸し手・農地所有者)**

【登記名義人】 〒●●●-●●●●●●●●  
 住所 ●●市●町●●●●  
 ふりがな ひょうご たろう  
 氏名 / 名称 兵庫 太郎 (署名又は記名押印)  
 TEL: 078-●●●-●●●●●● 携帯番号( 090-●●●●●●-●●●●●● )

※相続登記が未了の場合は、代表相続人が貸し手となります。

【代表相続人】 〒●●●-●●●●●●●●  
 住所 ●●市●町●●●●  
 ふりがな ひょうご はなこ  
 氏名 兵庫 花子 (署名又は記名押印)  
 登記名義人から見た続柄( 妻 )  
 TEL: 078-●●●-●●●●●● 携帯番号( 090-●●●●●●-●●●●●● )

※当該農用地の貸付にあたり、同意が必要な相続人又は共有者を記載してください。

| 相続・共有の別 | 氏名    | 住所        |
|---------|-------|-----------|
| 相続・共有   | 兵庫 二郎 | ●●市●町●●●● |
| 相続・共有   | 兵庫 三郎 | ●●市●町●●●● |
| 相続・共有   |       |           |
| 相続・共有   |       |           |
| 相続・共有   |       |           |

相続登記未了または共有名義の場合、相続人全員または共有者全員をご記入ください。  
 後日送付する契約書には原則全員の押印が必要です。

※相続登記が未了の場合は、被相続人、相続人全員の関係がわかる相続関係説明図(系図)と相続関係確認書類(戸籍等)を提出してください。  
 ※後日送付する契約書には原則相続人全員又は共有者全員の押印が必要です。

【確認チェック】 内容を確認し、チェックしてください。  
 自作(保安全管理含む)の農用地等です。  
 農業用倉庫等は設置していません。

農地部分(耕作地)のみの契約となります。農業用倉庫等がある場合は、その面積を除いた内面積でご契約ください。

| 権利を設定する土地 |            |    |      |                        | 設定する権利の内容                 |          |        |         | その他確認事項          |              | 市のチェック欄        |     |    |
|-----------|------------|----|------|------------------------|---------------------------|----------|--------|---------|------------------|--------------|----------------|-----|----|
| 土地の所在     |            | 地番 | 現況地目 | 面積                     | 権利の種類<br>※どちらかを○で囲んでください。 | 希望開始時期   | 作付予定作物 | 賃借料     | 備考<br>(権利設定の条件等) | 土地附属物(予定も含む) | 地域計画の位置づけ(借り手) |     |    |
| 大字        | 小字         |    |      |                        |                           |          |        |         |                  |              | 区域             | 担い手 | 届出 |
| 1         | 北区 ●●町●●●● | ●● | 田・畑  | ●● m <sup>2</sup>      | 使用貸借・賃貸借                  | 2026年 ●月 | 水稻     | 10,000円 |                  | 無・果樹等・農業用ハウス |                |     |    |
| 2         | 北区 ●●町●●●● | ●● | 田・畑  | ●●のうち●● m <sup>2</sup> | 使用貸借・賃貸借                  | 2026年 ●月 | 野菜     | 0円      |                  | 無・果樹等・農業用ハウス |                |     |    |
| 3         | 町          |    | 畑    | m <sup>2</sup>         | 使用貸借・賃貸借                  | 年 月      |        | 円       |                  | 無・果樹等・農業用ハウス |                |     |    |
| 4         | 町          |    | 畑    | m <sup>2</sup>         | 使用貸借・賃貸借                  | 年 月      |        | 円       |                  | 無・果樹等・農業用ハウス |                |     |    |

1筆のうち一部を貸借する場合は、求積図の添付が必要。

土地ごとの賃借料を記入。米等の物納は不可。

土地附属物(予定も含む)がある場合、後日、ひょうご農林機構より確認書の送付があります。

市のチェック欄ですので、記載不要です。

※貸借期間は、原則10年以上です。特段の事情がない場合は「10年」で設定します。  
 ※貸借期間の終了(終期)は北区は12月末、北区以外は3月末です。

# 農地中間管理事業貸借希望農用地申出書(裏面)

表面からの続き

| 権利を設定する土地 |           |    |      | 設定する権利の内容 |                           |          |          |     | その他確認事項          | 市のチェック欄      |                |     |    |
|-----------|-----------|----|------|-----------|---------------------------|----------|----------|-----|------------------|--------------|----------------|-----|----|
| 土地の所在     |           | 地番 | 現況地目 | 面積        | 権利の種類<br>※どちらかを○で囲んでください。 | 希望開始時期   | 作付予定作物   | 賃借料 | 備考<br>(権利設定の条件等) | 土地附属物(予定も含む) | 地域計画の位置づけ(借り手) |     |    |
|           |           |    |      |           |                           |          |          |     |                  |              | 大字             | 小字  | 区域 |
| 5         | 西区 ●●町 ●● | ●● | ●●   | 田・畑       | ●● m <sup>2</sup>         | 使用貸借・賃貸借 | 2026年 ●月 | 水稻  | 10,000円          | 無・果樹等・農業用ハウス | 内・外            | 済・未 | 済  |
| 6         | 西区 ●●町 ●● | ●● | ●●   | 田・畑       | ●● m <sup>2</sup>         | 使用貸借・賃貸借 | 2026年 ●月 | 果樹  | 0円               | 無・果樹等・農業用ハウス | 内・外            | 済・未 | 済  |
| 7         | 町         |    |      | 田・畑       | m <sup>2</sup>            | 使用貸借・賃貸借 | 年 月      |     | 円                | 無・果樹等・農業用ハウス | 内・外            | 済・未 | 済  |
| 8         | 町         |    |      | 田・畑       | m <sup>2</sup>            | 使用貸借・賃貸借 | 年 月      |     | 円                | 無・果樹等・農業用ハウス | 内・外            | 済・未 | 済  |
| 9         | 町         |    |      |           |                           | 賃貸借・賃貸借  | 年 月      |     | 円                | 無・果樹等・農業用ハウス | 内・外            | 済・未 | 済  |
| 10        | 町         |    |      |           |                           | 賃貸借・賃貸借  | 年 月      |     | 円                | 無・果樹等・農業用ハウス | 内・外            | 済・未 | 済  |
| 11        | 町         |    |      | 田・畑       | m <sup>2</sup>            | 使用貸借・賃貸借 | 年 月      |     | 円                | 無・果樹等・農業用ハウス | 内・外            | 済・未 | 済  |
| 12        | 町         |    |      | 田・畑       | m <sup>2</sup>            | 使用貸借・賃貸借 | 年 月      |     | 円                | 無・果樹等・農業用ハウス | 内・外            | 済・未 | 済  |
| 13        | 町         |    |      | 田・畑       | m <sup>2</sup>            | 使用貸借・賃貸借 | 年 月      |     | 円                | 無・果樹等・農業用ハウス | 内・外            | 済・未 | 済  |
| 14        | 町         |    |      | 田・畑       | m <sup>2</sup>            | 使用貸借・賃貸借 | 年 月      |     | 円                | 無・果樹等・農業用ハウス | 内・外            | 済・未 | 済  |
| 15        | 町         |    |      | 田・畑       | m <sup>2</sup>            | 使用貸借・賃貸借 | 年 月      |     | 円                | 無・果樹等・農業用ハウス | 内・外            | 済・未 | 済  |
| 16        | 町         |    |      | 田・畑       | m <sup>2</sup>            | 使用貸借・賃貸借 | 年 月      |     | 円                | 無・果樹等・農業用ハウス | 内・外            | 済・未 | 済  |

表面で足りない場合は、こちらに記入

市のチェック欄  
です、記載  
不要です。

### 【承諾事項】

- (1) 借受申出者との調整が完了し、公益社団法人ひょうご農林機構(以下、「機構」という。)が貸付申出者から農用地等を借り受けるまで、農用地等の管理は貸付申出者が行うこと。
- (2) 借受申出者が見込まれないもの、農用地等として利用することが著しく困難なものなど、農地中間管理事業を活用できない場合があること。
- (3) 貸借期間の終了(終期)は原則、北区は12月末、北区以外は3月末であること。
- (4) 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定による土地改良事業が行われることがあること。  
※機構を通じての権利設定期間は原則10年以上です。
- (5) 機構が農用地等を借受ける場合、法令に基づき申出者の住所の市町名、氏名及び借受農用地等が公表されること。
- (6) 賃貸借の場合で、賃借料の納付に際し、振込手数料が発生する場合は、借受申出者が負担すること。  
※賃借料の支払いについては、借受者は機構が発行する請求書に基づき金融機関へ振り込んでください。貸付者への支払いは貸付者が指定された口座へ機構が振り込みます。  
※米等の収穫物による物納の取扱いはありませんので、当事者間でご対応ください。
- (7) 賃借料の支払時期は、借り手の方からは、11月納付をお願いします。貸し手の方へは、機構より12月にお支払いします。
- (8) 権利設定を解約する場合は、双方の合意を得るものとし、所定の様式により機構へ届け出ること。
- (9) 本申出書の提出をもって権利は移動せず、公告をもって権利設定が行われること。  
※機構による審議終了後、権利設定に関する契約書(各筆明細書)を双方に送付しますので、押印いただき、農業委員会事務局へ提出してください。